

建築物エネルギー消費性能適合性判定業務手数料

【別表3-1 非住宅】

(単位：円/税込)

区分	床面積合計	工場等以外	工場等
モデル建物法	100㎡以下	66,000	22,000
	200㎡以下	99,000	44,000
	300㎡以下	110,000	55,000
	1,000㎡以下	176,000	77,000
	2,000㎡以下	198,000	88,000
	4,000㎡以下	220,000	143,000
	6,000㎡以下	242,000	143,000
	8,000㎡以下	264,000	165,000
	10,000㎡以下	286,000	165,000
	20,000㎡以下	396,000	220,000
	50,000㎡以下	440,000	275,000
	50,000㎡超	別途見積	別途見積
区分	床面積合計	工場等以外	工場等
モデル建物法以外	100㎡以下	99,000	55,000
	200㎡以下	110,000	77,000
	300㎡以下	220,000	132,000
	1,000㎡以下	330,000	220,000
	2,000㎡以下	363,000	220,000
	4,000㎡以下	440,000	275,000
	6,000㎡以下	495,000	275,000
	8,000㎡以下	528,000	330,000
	10,000㎡以下	550,000	330,000
	20,000㎡以下	660,000	418,000
	50,000㎡以下	770,000	495,000
	50,000㎡超	別途見積	別途見積

※非住宅建築物の場合の申請対象床面積は、計算対象部分の床面積の合計とします。

※棟ごとの床面積でそれぞれ料金を算定し、住宅・非住宅の複合建築物の申請料金は、別表3-1と3-2を加算した金額とします。

【別表3-2 住宅】

(単位：円/税込)

区分	床面積合計	標準計算ルート	併用計算ルート	併願申請
一戸建ての住宅		49,500	44,000	16,500
共同住宅等	住戸	143,000 (基本料金) +4,400 (戸当料金) ×住戸数	99,000 (基本料金) +2,200 (戸当料金) ×住戸数	4,400 (戸当料金) ×住戸数
	住棟	143,000 (基本料金) +4,400 (戸当料金) ×住戸数 +121,000 (共用部料金)	99,000 (基本料金) +2,200 (戸当料金) ×住戸数 +121,000 (共用部料金)	4,400 (戸当料金) ×住戸数 +121,000 (共用部料金) ※ ※共用部審査が必要な場合 のみ加算する

※1 併用計算ルートとは、計算方法が外皮計算又は一次エネルギー消費量計算において、仕様計算ルートと標準計算ルートの混在した計算方法で提出されるものとします。

※2 併願申請とは、設計住宅性能評価、長期使用構造等確認、低炭素建築物認定技術審査、BELS、フラット35（省エネ関係の基準を満たすもの）、住宅性能証明（省エネ基準を満たすもの）、住宅省エネルギー性能証明の当機関審査済図書のうち同じ計算内容のものとしてします。

※3 共同住宅等とは、一戸建て住宅以外の住宅（長屋・共同住宅・寄宿舎・下宿）とします。

※4 長屋、共同住宅等の3住戸以下の共同住宅等の料金は、一戸建て住宅の料金の住戸数を乗じた額とします。（併願申請の場合は、共同住宅の料金とします。）

※5 複合建築物の場合で、住宅（住戸）部分を仕様計算ルートとされる場合は、別表3-2標準計算ルートの2分の1を乗じた金額に別表3-1の金額を加算します。なお、1,000円を上限に切り捨てることができます。

※6 計画変更申請料金は、上記の料金を適用します。

※7 軽微変更該当証明の申請料金は、当初申請された申請料金の2分の1を乗じた金額とします。なお、1,000円を上限に切り捨てることができます。ただし、直前の適合性判定を当機関以外で受けている場合は、別表3-1、3-2の料金を適用します。

※8 誤記による訂正又は紛失等による適合判定通知書もしくは軽微変更該当証明書の再交付の場合は、一通につき各4,400円（税込）とします。